

習志野市学校給食センター建替事業

実 施 方 針

平成 28 年 8 月 10 日

習志野市教育委員会

目 次

I 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容	1
2 特定事業の選定及び公表	5
II 事業者の募集及び選定に関する事項	6
1 募集及び選定の方法	6
2 審査及び落札者決定の手順	6
3 募集及び選定スケジュール	7
4 募集及び選定等の手続き	8
5 入札参加者の構成	9
6 入札参加者の備えるべき参加資格要件	11
7 S P C の設立等	15
8 提案書類の取扱い	15
III 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
1 リスク分担の方法等	17
2 業務品質の確保	17
IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	18
1 敷地に関する各種法規制等	18
2 施設概要	18
V 事業契約又は基本協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	20
1 疑義対応	20
2 紛争処理機関	20
VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
1 事業者の責めに帰すべき事由の場合	21
2 市の責めに帰すべき事由の場合	21
3 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合	21
4 金融機関と市の協議（直接協定）	21
VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	22
1 法制上及び税制上の措置	22
2 財政上及び金融上の支援	22
VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項	23
1 議会の議決	23
2 本事業において使用する言語、通貨単位等	23
3 応募に伴う費用負担	23
4 情報公開及び情報提供	23
5 問合せ先	23

別紙：リスク分担表（案）

様式－1 実施方針に関する説明会参加申込書

様式－2 実施方針に関する質問書

様式－3 実施方針に関する意見書

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

習志野市学校給食センター建替事業

(2) 公共施設の管理者

習志野市長 宮本 泰介

(3) 本事業の目的

習志野市（以下、「市」という。）の学校給食は、自校調理を行い提供する自校方式（以下、「自校方式」という。）と学校給食センターから配送する方式（以下、「センター方式」という。）により、安全で安心な給食 約 14,500 食を児童生徒・教職員等に提供している。

市の学校給食事業は、基本的には学校施設の建替時に給食調理室を配置し、自校方式化を進めているところであるが、全ての学校が自校方式になるには、25 年から 30 年間はかかる計画となっている。

そこで、最新かつ安全な環境で安心・安全な給食を提供していくという考え方のもと、築後約 40 年を経過し老朽化した習志野市学校給食センターと建替えることとした。また、建替えにあたっては、子どもたちが切れ目なく給食を受けられるよう、現在の敷地ではなく、別途事業用地を確保したうえで、新たな学校給食センター（以下、「本施設」という。）を建設し、給食提供を行うこととする。

本事業は、このような状況のもと、新たに建替える本施設の整備・運営に P F I 手法を取り入れ、より良質な学校給食の提供を効率的かつ効果的に実施することを目的とする。

(4) 本事業の基本理念

① 安全で安心な給食のための衛生管理の徹底

ドライシステムの導入及び汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニングを導入するなど、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、衛生管理を徹底し、安全で安心な給食の提供を図る。また、「学校給食衛生管理基準」（文部科学省平成 21 年 3 月 31 日制定）及び大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省平成 9 年 3 月 24 日制定）に適合させるとともに、H A C C P（危害分析重要管理点の測定・記録）の概念を取り入れた衛生管理を実施する。

② より豊かでおいしい給食のための調理機能の充実

より豊かでおいしい給食を安定的に提供するため、多様な献立に対応できる高性能調理機器、適切な保温食缶等の導入など、調理機能の充実に努める。

また、大量調理で陥りやすい粗雑な調理及び食材の取扱いに注意し、丁寧な調理を心掛けるとともに、配送方式の工夫及び 2 時間喫食に必要な配送台数を確保することを通じて、おいしい給食を児童生徒及び園児に提供する。

③ アレルギー対応食の提供

近年増加する食物アレルギーを持つ児童生徒、園児に対する給食を、除去食を基本に提供するために、アレルギー専用調理室を設置し、これに対応した調理から配送・配膳段階の業務システムを構築する。本施設で培ったノウハウを各校調理に活かし、学校給食提供の全体レベルを向上していく。

④ 効率的でコンパクトな施設の整備

長期的には給食センターからの提供食数の減少が予測されるなかで、余剰あるいは稼働率の低い設備の発生を最小限にとどめるように、安全で安心な給食提供など必要な機能の確保を前提として、効率的でコンパクトな施設を整備する。また、使用頻度が少なく、用途が限定される施設・設備は本施設には設置しない。

⑤ 環境にやさしい施設整備と運営管理

環境負荷の低減に配慮した施設整備に加えて、維持管理や運営業務における工夫、特に食べ残し・調理残渣の排出抑制と資源への有効利用を推進する。

また、周辺環境に配慮して、本施設工事期間における安全対策と騒音・振動・粉塵対策、本施設稼働後の安全対策、防音・防臭対策等を行い、近隣に与える影響の低減に努める。

(5) 事業の内容

① 施設概要

ア 事業用地（予定）：習志野市芝園2丁目1－32の一部

※事業用地は、現在都市計画公園として決定されているが、基本協定締結までには、都市計画の変更（廃止）予定である。

イ 敷地面積：6,000 m²

ウ 供給能力：8,000 食／日

② 事業方式

本事業は、民間資金等活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI法」という。）に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、開業準備を完了した上で市に施設の所有権を移転した後、維持管理・運営業務を行うBTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。

③ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日の翌日から平成46年3月末日までとする。

④ 事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおりである。

なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、後日公表する入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）をいう。以下同じ。）において示す。

ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務及び関連業務
- (イ) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- (ウ) 建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 調理設備設置業務
- (カ) 運営備品等調達業務
- (キ) 配送車両調達業務
- (ク) 近隣対応・対策業務

イ　開業準備業務

ウ　維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 調理設備保守管理業務
- (エ) 植栽及び外構維持管理業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 警備業務

エ　運営業務

- (ア) 食材検収補助業務
- (イ) 給食調理業務（下処理業務及び配缶業務を含む。また、アレルギー対応食を含む。）
- (ウ) 衛生管理業務
- (エ) 食器・食缶等洗浄・保管業務
- (オ) 給食配送業務
- (カ) 配送校配膳室業務
- (キ) 廃棄物等処理業務
- (ク) 配送車両維持管理業務
- (ケ) 運営備品等更新業務

※パン・ご飯・牛乳については、学校へ直接搬入されるため、これらに係る配送、
食べ残し等廃棄物処理等は、本事業の運営業務に含まない。

⑤　市が行う業務

本事業のうち市が実施するものは、以下のとおりである。

ア　施設整備業務

- (ア) 用地取得業務
- (イ) 現在の給食センターの解体撤去

イ　運営業務等

- (ア) 献立作成業務
- (イ) 食数調整業務
- (ウ) 食材調達業務

- (エ) 食材検収業務
- (オ) 納食費の徴収管理業務
- (カ) 食育業務、広報業務（見学者対応含む）
- (キ) 配送校の調整業務
- (ク) 市職員用事務室に関する引越業務

⑥ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおり、本施設の施設整備に係る対価、開業準備に係る対価及び維持管理・運営に係る対価から構成される。

なお、詳細については、入札説明書等において示す。

ア 事業者が実施する本施設の施設整備に係る対価のうち一定の額について、市は、本施設の引渡し後に一括で事業者に支払う。

イ 事業者が実施する本施設の施設整備に係る対価のうち前述アの一括払いの額を控除した額について、市は、本施設の引渡し後から事業期間終了までの間、割賦払いにて事業者に支払う。

ウ 事業者が実施する開業準備に係る対価について、市は、開業準備業務完了後に一括で事業者に支払う。

エ 事業者が実施する維持管理・運営に係る対価について、市は、維持管理・運営期間にわたって事業者に支払う。維持管理・運営に係る対価は、年4回に分けて支払うこととし、物価変動等を勘案して年1回改定検討を行う。

オ 維持管理・運営に係る対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。固定料金には、建物維持管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、市と事業者が締結する事業契約において定める。

カ 市は、事業者が提供する維持管理・運営に係るサービスが要求水準を満たしていない場合は、サービス対価を減額することがある。

⑦ 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

⑧ 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

○事業契約の締結	平成 29 年 6 月下旬
○事業期間	事業契約締結日の翌日～平成 46 年 3 月 31 日
・設計・建設期間	事業契約締結日の翌日～平成 31 年 1 月 31 日
・開業準備期間	平成 31 年 2 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
・供用開始日	平成 31 年 4 月 1 日
・維持管理・運営期間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 46 年 3 月 31 日

⑨ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は、本施設を入札説明書等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

⑩ 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容を市ホームページにおいて公表する。

2 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定の基本的考え方

市は、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

(2) 効果等の評価

市の財政負担見込額の算定については、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

サービスの水準については、できる限り定量的に行うこととするが、定量化が困難な場合は、定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに市のホームページにおいて公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

II 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、施設整備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、提案価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価するものとし、事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式により行う予定である。

なお、民間活力の活用により地域経済の活性化や地元雇用の促進が図られるよう、事業者による地域貢献も評価する。

2 審査及び落札者決定の手順

審査及び落札者の決定は、以下のとおり行うものとし、詳細については、入札説明書等において示す。

(1) 審査及び選定に関する基本的な考え方

学識経験者等で構成される習志野市学校給食センター建替事業・事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）が提案書類等の審査を行い、市は、審査委員会の審査結果を踏まえて、落札者を決定する。

なお、応募した者が1者であっても、審査委員会は落札者決定基準に従って、PFI事業者として適切なサービス提供主体であるかを審査する。

(2) 審査の手順

① 参加資格審査

入札参加者の参加資格について、入札説明書等に示す参加資格要件に基づき行う。

② 提案書類等の審査

参加資格審査を通過した者から提出された提案書類等について、落札者決定基準に従い基礎審査を行う。

なお、審査委員会において、性能審査を行い、提案書類等に係るヒアリングを実施する予定である。

3 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

日 程	スケジュール
平成 28 年 8 月 10 日	実施方針の公表
平成 28 年 8 月 24 日	実施方針に関する説明会の開催
平成 28 年 8 月 26 日	実施方針に関する質問・意見の受付締切
平成 28 年 8 月下旬	要求水準書（案）の公表
平成 28 年 9 月上旬	要求水準書（案）に関する質問・意見の受付締切
平成 28 年 9 月中旬	実施方針に関する質問・意見の回答
平成 28 年 9 月下旬	要求水準書（案）に関する質問・意見の回答
平成 28 年 9 月下旬	対面対話の実施
平成 28 年 9 月下旬	特定事業の選定・公表
平成 28 年 10 月上旬	入札公告、入札説明書等の公表
平成 28 年 10 月下旬	入札説明書等に関する第 1 回質問受付締切
平成 28 年 11 月下旬	入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答
平成 28 年 12 月上旬	参加資格審査書類の受付締切
平成 28 年 12 月中旬	参加資格審査結果の通知
平成 28 年 12 月中旬	入札説明書等に関する第 2 回質問受付締切
平成 29 年 1 月上旬	入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答
平成 29 年 1 月下旬	入札書類及び提案書類の受付締切
平成 29 年 3 月下旬	落札者の決定・公表
平成 29 年 4 月上旬	基本協定締結
平成 29 年 4 月下旬	仮契約の締結
平成 29 年 6 月下旬	事業本契約締結

4 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。詳細については、入札説明書等において示す。

(1) 実施方針に関する説明会の開催

実施方針に関する説明会を以下のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方の説明を行う。

説明会日時	平成 28 年 8 月 24 日(水) 14 時 00 分から
説明会会場	習志野市教育委員会 1 階大会議室
当日連絡先	習志野市教育委員会学校教育課 電話 (047-451-1133)
参加申込期限	平成 28 年 8 月 22 日(月) 12 時まで
参加申込方法	実施方針に関する説明会参加申込書(様式-1)に必要事項を記入の上、電子メール又は FAX にて提出すること。 なお、参加人数は、会場の都合上、1 社 2 名までとする。
申込先	習志野市教育委員会学校教育課 電話 : 047-451-1133 FAX : 047-452-0771 E-mail : gakyoiku@city.narashino.lg.jp

(2) 実施方針に関する質問・意見の受付

実施方針に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

① 受付期限

平成 28 年 8 月 26 日(金) 午後 5 時まで

② 受付方法

実施方針に関する質問書(様式-2)及び意見書(様式-3)に記入の上、習志野市教育委員会学校教育課まで、電子メールでのファイル添付により提出すること。

③ 公表

受け付けた質問、意見に対する回答は、特定事業の選定時までに市ホームページにおいて公表する。

(3) 要求水準書(案)に関する質問・意見の受付

平成 28 年 8 月下旬に要求水準書(案)を公表予定であり、(2)と同様に要求水準書(案)の質問・意見を受け付ける。受付期限等の詳細については、要求水準書(案)の公表時に示す。

(4) 対面対話の実施

入札説明書等の公表前に対面対話の実施を予定している。詳細については、後日、市ホームページにおいて公表する。

(5) 入札説明書等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、入札説明書等を、市ホームページにおいて公表する。

(6) 入札説明書等に関する質問の受付・回答

入札説明書等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。質問の受付・回答は、2回程度行うことを予定している。

(7) 参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知

本事業への参加資格審査書類を受け付ける。参加資格審査結果は、入札参加者に通知する。

(8) 入札書類及び提案書類の受付

参加資格審査通過者に対し、入札書類及び提案書類の提出を求める。

(9) 落札者の決定・公表

審査結果及び落札者については、速やかに提案書類提出者に通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。なお、事業者の募集、審査及び選定の過程において、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(10) 基本協定の締結

市と落札者は、入札説明書等及び提案書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とする。

(11) 仮契約の締結

市は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を事業予定者と協議、調整し、事業予定者が本事業を実施するために設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）と仮契約を締結する。

(12) 事業契約の締結

習志野市議会の議決を経た後に、市とSPCは、事業契約を締結する。

※ 直接協定の締結

金融機関等からの融資がある場合は、市と融資予定者が、事業契約及び融資契約の内容について協議・調整し、直接協定（ダイレクト・アグリーメント）を締結する。

5 入札参加者の構成

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する代表企業、構成企業及び協力企業）で構成されるグループとする。

なお、代表企業及び構成企業（以下「構成員」という。）で議決権の全部を保有するものとする。

代表企業	SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資を行う法人のうち、構成企業を代表し応募手続きを行う企業
構成企業	SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資を行う法人
協力企業	SPCから直接業務の受託・請負をするが、SPCに出資を行わない法人

(2) 構成員等の明示

入札参加者は、参加資格審査書類の提出時に、構成員及び協力企業を明示するものとする。

(3) 複数業務の実施

入札参加者の構成員又は協力企業が複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、次のいずれかに該当する二者の場合をいう。

- ① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による。以下同じ。）の関係にある場合。
- ② 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合。

また、「人事面において密接な関連のある者」とは、次のいずれかに該当する二者の場合をいう。

- ① 一方の会社の代表権をもつ役員が他方の会社の代表権をもつ役員を現に兼ねている場合。
- ② 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- ③ 平成28、29年度習志野市競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合。

(4) 複数応募の禁止

設計業務・工事監理業務・建設業務・給食調理業務（以下「特定業務」という。）を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

また、構成員と資本面又は人事面において密接な関連のある者も、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

ただし、入札参加者の積極的な参加を促す観点から、前2段の条件に抵触しない限り、入札参加者の協力企業が、他の入札参加者の協力企業を兼ねることは可能とする。

(5) 入札参加者の変更及び追加

参加資格審査書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、本書14頁「6（3）参加資格の喪失」の場合など市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則とし

て認めない。

(6) 第三者への委託及び請負

入札参加者の構成員又は協力企業は、ＳＰＣから受託または請け負った業務の一部について、第三者に委託または請負契約により実施させることができる。市がＳＰＣとの事業契約を締結後、選定されなかつた入札参加者の協力企業に対しても、同様の取り扱いができるものとする。ただし、上記（4）に記載した特定業務については、その限りではない。

なお、第三者委託又は請負契約を行う際は、当該委託もしくは請負契約を締結する前に、市の承諾を受けるものとする。

(7) その他

入札参加者は習志野市の産業及び地域の活性化のために、第三者委託又は請負契約を行う場合は、市内事業者を活用するとともに、従業員等の雇用に関しては市民の雇用に努めることとする。

6 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、以下の（1）及び（2）で規定する参加資格要件を、参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めないものとする。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかつたものとみなす。

なお、事業者審査委員会の委員公表日以降に、本事業について委員に接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

(1) 共通の参加資格要件

- ① 平成 28・29 年度習志野市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ② 習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱（平成 12 年 2 月 1 日施行）に基づく入札参加除外措置を参加資格確認基準日から事業契約締結日までの間、受けていない者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は入札書類及び提案書類提出日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

- ④ 法人税法(昭和 40 年 3 月 31 日法律第 34 号)、地方税法 (昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号)、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める税金を滞納していない者であること。
- ⑤ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること。
- ⑥ PFI 法第 9 条に示される欠格事由に該当しないこと。
- ⑦ 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
 - ・株式会社日建設計総合研究所
 - ・株式会社日建設計シビル
 - ・ベーカー＆マッケンジー法律事務所
 - ・ビヨンド総合会計事務所
- ⑧ 事業者審査委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。

（2）個別の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業のうち特定業務の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、建設業務にあたる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできないものとする。

なお、①から⑤の業務を行う者で平成 28・29 年度「習志野市入札参加資格者名簿」に登載されていない者は、平成 28 年 12 月上旬に予定している本事業の参加資格審査書類の受付締切に間に合うように、ちば電子調達システムにて、入札参加資格申請手続きを済ませること。

① 設計業務を行う者

設計業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、ウ及びエの要件は、必ず 1 社以上でいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 平成 28・29 年度「習志野市入札参加資格者名簿」に建築関係建設コンサルタント業務で登載されていること。

ウ 平成 18 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。

以下同じ。) 又はドライシステムの特定給食施設（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に定める特定給食施設をいう。以下同じ。）の設計業務（実施設計）を元請として履行した実績を有すること。

エ 平成 18 年 4 月以降に竣工した延床面積 3,000 m²以上の公共施設の設計業務（実施設計）を元請として履行した実績を有すること。

② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、ウ及びエの要件は、必ず 1 社以上でいずれにも該当すること。

ア 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 平成 28・29 年度「習志野市入札参加資格者名簿」に建築関係建設コンサルタント業務で登載されていること。

ウ 平成 18 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設の工事監理業務を元請として履行した実績を有すること。

エ 平成 18 年 4 月以降に竣工した延床面積 3,000 m²以上の公共施設の工事監理業務を元請として履行した実績を有すること。

③ 建設業務を行う者

建設業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の建設企業で実施する場合は、以下に示すア及びイ及びウの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、エ及びオの要件は、必ず 1 社以上でいずれにも該当すること。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事に特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 平成 28・29 年度「習志野市入札参加資格者名簿」に建設工事で登載されていること。

ウ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値（P）が 700 点以上であること。

エ 平成 18 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設の施工を元請として実施した実績を有すること。なお、共同企業体での実績は、代表者としての実績に限る。

オ 平成 18 年 4 月以降に竣工した国又は地方公共団体が発注した延床面積 3,000 m²以上の公共施設の施工を元請として実施した実績を有すること。なお、共同企業体での実績は、代表者としての実績に限る。

④ 給食調理業務を行う者

給食調理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の給食調理企業で実施する場合は、以下に示す要件について、全ての企業でいずれにも該当すること。

ア 平成 28・29 年度「習志野市入札参加資格者名簿」に「業務委託」で登載され、かつ

業務区分が大分類「医療・医事・給食」、中分類「学校・寮給食」に登載されていること。

イ ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設の調理業務の実績を有すること。

ウ 平成 23 年 4 月以降に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する罰則の適用を受けていないこと。

エ 平成 23 年 4 月以降に学校給食施設において食品衛生法に規定する営業許可の取消、営業禁止又は営業停止の処分を受けていないこと。

⑤ 維持管理業務及び調理設備設置業務を行う者

維持管理業務及び調理設備設置業務を実施する場合は、全ての企業が以下に示す要件に該当すること。

ア 平成 28・29 年度「習志野市入札参加資格者名簿」に登載されていること。

（3）参加資格要件の喪失

① 参加資格確認基準日の翌日から提案書類提出日までに参加資格を喪失した場合

入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが資格要件を喪失した場合、当該入札参加者は入札に参加できない。この場合において、市は当該入札参加者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格を喪失した場合は、当該入札参加者は参加資格を欠いた構成員又は協力企業にかえて、参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、参加資格等を確認の上、市が認めた場合は、入札に参加できるものとする。

② 提案書類提出日の翌日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが資格要件を欠くに至った場合、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。この場合において、市は当該入札参加者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代えて、参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、市が参加資格の確認及び設立予定の S P C の事業能力を勘案し、提案内容の履行が保証され、事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格を欠いた日とする。

③ 落札者決定日の翌日から基本協定締結日までに参加資格を喪失した場合

落札者の構成員又は協力企業のいずれかが資格要件を欠くに至った場合、市は落札者と基本協定を締結しない。この場合において、市は当該落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成員又は協力企業にかえて、参加資格を有する構成員又

は協力企業を補充し、市が参加資格の確認及び設立予定のＳＰＣの事業能力を勘案し、提案内容の履行が保証され、事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と基本協定を締結することができる。なお、この場合の補充する構成員又は協力企業の参加資格基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格を欠いた日とする。

④ 基本協定締結日の翌日から事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合

事業予定者の構成員又は協力企業のいずれかが資格要件を欠くに至った場合、市は事業予定者が設立するＳＰＣと事業契約を締結しない。この場合において、市は事業予定者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格を欠くに至った場合で、当該事業予定者が、参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代えて、参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、市が参加資格の確認及び設立予定のＳＰＣの事業能力を勘案し、提案内容の履行が保証され、事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該事業予定者が設立するＳＰＣと事業契約を締結することができる。なお、この場合の補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格を欠いた日とする。

7 SPCの設立等

(1) 事業予定者は、仮契約締結までに会社法（平成17年法第86号）に定める株式会社としてＳＰＣを習志野市内に設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体で議決権の全部を保有するものとし、かつ代表企業の出資比率は、出資者中最大となるものとする。なお、議決権のない株式は、構成員以外の者が保有してもよいものとする。

(2) SPCの株式については、事業契約が終了するまで、譲渡、担保権等の設定その他的一切の処分を行ってはならない。ただし、市と事前に協議を行い、承諾を受けた場合はこの限りではない。

8 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、市は、事前に事業者と協議した上で、提案書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市による落札者決定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。これによって市が損失

又は損害を被った場合は、当該入札参加者は、市に対して当該損失又は損害を補償及び賠償しなければならない。

III 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の方法等

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として別紙によることとする。具体的な内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

2 業務品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書として提示する。

(2) 事業者による業務品質の確保

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、要求水準書において示す。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の各業務についてモニタリングを行う。その方法及び内容等については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

(4) モニタリング結果に対する措置

市は、モニタリングの結果、事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の水準が市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地に関する各種法規制等

敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

- (1) 事業用地（予定）：習志野市芝園2丁目1－32
- (2) 地域地区：準工業地域、防火指定なし、日影規制なし
- (3) 土地の所有：習志野市
- (4) 敷地面積：6,000 m²
- (5) 法定建ぺい率：60%
- (6) 法定容積率：200%
- (7) 緑化率：「習志野市緑の基本計画」に基づき、敷地面積の20%以上
- (8) 接道要件：《北側道路》幅員12m・2車線、《南側道路》幅員12m・2車線
- (9) その他：地区計画（決定予定）

2 施設概要

本施設の概要は、以下のとおりとし、詳細については、要求水準書において示す。

(1) 供給能力

8,000食／日（アレルギー対応食（80食程度対応）を含む。）

※配達校数は、供用開始時点で小学校10校、幼稚園4園、千葉県立習志野特別支援学校とする。

(2) 献立方式

① 献立

ア 1日2献立とする。

主菜の揚げ物調理と焼き物調理をそれぞれ、1日4,000食程度になるように調整する。

イ 副食4品メニュー

※献立の組み合わせは、以下を基本とする

例）「汁（煮物）+焼物+和え物」又は「汁（煮物）+揚物+サラダ（生）+果物」

② アレルギー対応食

ア アレルギー対応食の献立設定の基本的な考え方

除去食を基本とし、市が作成するアレルギー対応食の献立に従い、アレルギー対応調理室において除去すべき原因食品が混入しないよう調理を行う。

イ 除去対象食品

表示義務食品（7品目）のうち当初は卵・乳（2品目）を対象とする。

(3) 施設形態

- ① 1場1棟方式、ドライシステムを採用
- ② 給食エリアは平屋を基本
- ③ アレルギー対応専用の調理室を設置（80食程度対応）
- ④ 食べ残し等廃棄物処理については、事業者により実施する。処理にあたっては、減量

化はもとより、環境に配慮し、焼却処理はできりだけ避け、可能な限り再資源化に努める。

- ⑤ 専用の見学通路、調理実習室、炊飯設備等は設置しない。

(4) 食器・食缶等

① 食器

食器はポリプロピレン製とし「ランチ皿（幼・小共用）」、「ボール（幼・小各2種類）」の合計3種類の食器を使用。

② 食缶

高性能保温食缶とする。なお、児童が容易に持てるよう重さに配慮する。

(5) 配送方式等

配送方式については、現在は食器食缶混載方式であるが、配送遅延リスクや効率性に配慮した上で事業者の提案によるものとする。

(6) 洗浄・消毒・保管

- ① 確実な洗浄性能を有した機器とする。
② 環境に配慮した洗剤を主として使用し、各洗浄機器はこれに対応した仕様とする。

表 主要諸室区域区分

区域区分		諸 室 等
事務 エリア	一般 区域	市職員用事務室 ^{※1} （便所、更衣室、湯沸室、倉庫含む）、玄関ホール
		事業者用事務室、便所、洗濯室、乾燥室、調理従事者更衣室（休憩室含む）、シャワー室、倉庫、ボイラー室、電気室
		会議室 ^{※2} 、来客用便所、湯沸室
給食 エリア	汚染 作業 区域	[検収・下処理ゾーン] 食材搬入用プラットホーム、検収室 ^{※3} （皮むき、泥落としゾーン含む）、食品庫・調味料庫、冷蔵庫、冷凍庫、下処理室 ^{※4} 、容器等洗浄室、可燃物庫・不燃物庫、油庫 等 [洗浄ゾーン] 回収用プラットホーム、洗浄室、残渣庫 等
	非汚染作業 区域	[調理ゾーン] 上処理室、揚物・焼物・蒸し物・煮炊き調理室、和え物・果物室、アレルギー専用調理室、器具等洗浄室 等 [配送・コンテナプールゾーン] 配送用プラットフォーム、コンテナ室 等
	一般 区域	調理従事者便所

※1：市職員用事務室については、7～8名程度の執務を予定している。

※2：会議室は、教室形式で40名程度を収容できるものとする。

※3：検収室は、「肉・魚・卵用」、「野菜・豆腐類用」、「乾物・調味料用」の3つに区分して 使用できるようにすること。

※4：下処理室は、「肉・魚・卵用」、「野菜・豆腐類用」の2つに区分して 使用できるようにすること。

V 事業契約又は基本協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義対応

事業契約又は基本協定の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約又は基本協定に規定する具体的措置に従う。

2 紛争処理機関

事業契約又は基本協定に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。
その詳細は、事業契約書に定める。

1 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- (1) 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 上記（1）、（2）のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

2 市の責めに帰すべき事由の場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 上記（1）の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができる。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- (1) 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- (2) 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができる。

4 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるように、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

- (1) 市は、業務を行うために必要な土地を無償で使用させる。
- (2) 市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、可能な範囲で必要な協力をを行うものとする。

2 財政上及び金融上の支援

- (1) 財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。
- (2) 市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力をすること。

VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為に関する議案を平成28年習志野市議会第3回定例会に、また、契約に関する議案を平成29年習志野市議会第2回定例会に提出することを想定している。

2 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

5 問合せ先

場 所 習志野市教育委員会 学校教育部 学校教育課
住 所 〒275-0014
千葉県習志野市鷺沼2丁目1番10号
電 話 047-451-1133
F A X 047-452-0771
E-mail gakyoiku@city.narashino.lg.jp
習志野市ホームページアドレス
<http://www.city.narashino.lg.jp/kyoiku/>

別紙

リスク分担表(案)

段階	リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
共通 制度 関連 リスク	政策転換リスク	1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの	●	
	法令リスク	2	本事業に直接係わる法制度等の新設・変更等に関するもの	●	
		3	上記以外のもの		●
	税制度リスク	4	本事業に直接係わる税制度・許認可の新設・変更に関するもの及びPFI事業に特定的な税制度の新設及び変更	●	
		5	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	●※1	
		6	その他の税制変更に関するもの(例:法人税率の変更)		●
	許認可取得リスク	7	許認可の遅延に関するもの(市で取得するもの)	●	
		8	許認可の遅延に関するもの(市で取得するもの以外)		●
	社会リスク	9	本件施設の設置・運営に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	●	
		10	上記以外のもの(事業者が行う調査、建設、維持管理・運営に関するもの)		●
第三者賠償リスク	環境保全リスク	11	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		●
		12	事業者が行う業務に起因する第三者への賠償		●
		13	維持管理の不備および施設の劣化(事業者が要求水準に基づき適切な維持管理業務を実施したのにも関わらず避けることのできない施設の劣化は除く)による第三者への賠償		●
	債務不履行リスク	14	市の責によるもの	●	
		15	事業者の事業放棄、破綻に関するもの		●
		16	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定のレベルを満たしていないことにに関するもの		●
	不可抗力リスク	17	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中止に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	●	
		18	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中止に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの		●
債務 不履行 リスク	金利リスク	19	基準金利確定前の金利変動に関するもの	●	
		20	基準金利確定後の金利変動に関するもの		●
	物価変動リスク	21	建設期間中における資材物価変動に伴う事業者の費用の増減	●※2	●※2
		22	維持管理・運営期間における物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減	●※2	●※2
	要求水準未達リスク	23	要求水準の不適合に関するもの		●
	入札説明書リスク	24	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの	●	
	応募リスク	25	応募費用の負担に関するもの		●
	契約締結リスク	26	市の責に帰すべき事由による契約締結遅延・中止	●	
		27	事業者の責に帰すべき事由による契約締結遅延・中止		●
		28	議会の承認が得られないことによる契約締結遅延・中止	●※3	●※3
設計・建設段階	資金調達リスク	29	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	●	
		30	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		●
	設計・調査リスク	31	市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するもの	●	
		32	上記以外の測量、調査に起因するもの		●
	建設リスク	33	市の指示・判断の不備・変更に関するもの(コスト増加や完工の遅延)	●	
		34	上記以外の要因による不備・変更に関するもの(コスト増加や完工の遅延)		●
	発注者責任リスク	35	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		●
		36	市の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	●	
	用地リスク	37	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		●
		38	事業用地の土壤汚染及び地中障害物等に関するもの(市が公表した資料に示されたもの又は市が公表した資料から合理的に予測できる土壤汚染及び地中障害物は除く)	●	
		39	事業用地の土壤汚染及び地中障害物等に関するもの(上記を除く)		●
	工事遅延・未完	40	市の要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工	●	

段階	リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
維持管理・運営段階	エリスク	41	しないことに関するもの 上記以外の要因により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの		●
		42	市の指示による工事費の増大に関するもの	●	
	工事費増大リスク	43	上記以外の要因による工事費の増大に関するもの	●	
		44	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		●
	施設損傷リスク	45	使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの	帰責事由による	
	什器備品等調達・納品遅延リスク	46	市が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの	●	
		47	事業者が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの		●
	コストリスク	48	市の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大	●	
		49	事業者の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大		●
維持管理・運営段階	技術革新リスク	50	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化の内、市の指示により発生する増加費用	●	
		51	上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用		●
	施設瑕疵リスク	52	瑕疵担保期間中に施設に隠れた瑕疵が見つかったことに関するもの		●
		53	瑕疵担保期間外に施設に隠れた瑕疵が見つかったことに関するもの	●※4	
	施設の性能維持リスク	54	事業期間中における施設の性能確保に関するもの		●
	施設損傷リスク	55	施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったこと及び維持管理の不備に起因するもの		●
		56	事故・火災等による施設の損傷	帰責事由による	
		57	第三者(本件施設の利用者を含む)による施設の損傷	●※5	●※5
維持管理・運営段階	修繕費コストリスク	58	事業期間内に発生した修繕で、事業者が当初に想定した修繕費が予想を上回ったことに関するもの		●
	事故リスク	59	市が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責に帰すべき事由によるもの	●	
		60	事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの		●
	給食数増減リスク (需要変動リスク)	61	市の要請による給食数増加に伴い事業者に生じた増加費用の負担	●	
		62	児童生徒数の減少に伴い給食数の減少による運営業務の収益増減		●
		63	食べ残し等による残渣の変動(市作成の献立による影響を含む。)	●	
	異物混入リスク (食中毒リスク)	64	市が実施する食材調達・検収業務における調達食材の異常、異物混入等	●	
		65	学校内での配膳に関する業務における異物混入等		●
		66	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	帰責事由による	
		67	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		●
		68	調理時における加熱等が不十分に起因する調達食材の異常		●
		69	調理、配達業務における異物混入等		●
維持管理・運営段階	アレルギー対応リスク	70	・アレルギー生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り、校内での配食ミス、代替食対応時の献立作成ミス等による発症 ・突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による)	●	
		71	・調理段階における禁忌物質の混入による発症 ・配送先の誤り、又は配膳の誤り等事業者の責による誤食での発症		●
		72	・収集した情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症 ・アレルギー児童生徒の個人情報の流失	帰責事由による	
		73	市の責による配達及び配膳の遅延により市及び事業者に生じた増加費用・損害の負担	●	
	配送及び配膳遅延リスク	74	事業者の責による配達及び配膳の遅延により市及び事業者に生じた増加費用・損害の負担		●
		75	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大 (交通事情悪化による運送費増加など)		●
	食器等破損リスク	76	食器等の破損に関するもの	帰責事由による	
	残渣処理リスク	77	残渣の本施設までの搬送及びその計量		●
		78	本施設から処理施設までの搬送		●

段階	リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
		79	学校における残渣の分別		●
事業終了段階	事業の中途終了リスク	80	市の債務不履行に起因する契約解除	●	
		81	事業者の債務不履行に起因する契約の解除(一部解除を含む)		●
	施設の性能確保リスク	82	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		●
	移管手続きリスク	83	事業契約満了時の移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの		●

※1:サービス対価に掛かる消費税率の変更による増加費用の負担を想定

※2:変動率が所定値以上の場合は市の負担、所定値以内の場合は事業者の負担

※3:契約が結べない場合、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。

※4:当該瑕疵について事業者に帰責性がある場合には事業者のリスク負担とする。

※5:事業者の善管注意義務違反、管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の施設損傷リスクは事業者、それ以外は市の負担とする。